

中山間地域等直接支払交付金

鳥獣対策・ふるさと創造課

中山間地域等直接支払交付金の最終評価について

1 評価の概要

当交付金の評価は、中間年評価及び最終評価として行う。都道府県知事は市町村長からの報告内容を、中立的な第三者機関において検討し、評価するとともにその結果を国に報告することとなっている（実施要領より）。なお、中間年評価は、令和4年度に実施した。

2 最終評価の内容

市町村作成の市町村最終評価結果書を元に県最終評価結果書（別添1及び別添2）を作成。

（1）別添1（フォローアップ結果）

中間年評価において、市町村が「△」又は「×」と評価した協定（以下、取組が不十分とされた協定）に対して、取組の改善に向けた指導・助言を行った結果、そのフォローアップ状況の取りまとめ。 ※令和5年12月末時点の状況

（2）別添2（アンケート調査）

市町村が重点を置いて実施する中山間地域の農業・農村振興対策及び次期対策に向けての市町村の考え方に関するアンケート調査の取りまとめ。

3 最終評価の結果

（1）フォローアップ結果

令和5年12月末時点で、取組が不十分とされた全ての協定において、フォローアップの結果、いずれも改善済み、もしくは改善の見込みありとされている。

（2）アンケート調査結果の分析

現在・今後ともに、多くの市町村において「農業の担い手を確保するための支援」に最も重点を置いて実施する必要があると考えられている。

（その他多く挙げられた支援）

- ・鳥獣害対策に対する支援
- ・担い手への農地の集積・集約化のための支援 等

次期対策にむけて、共同活動継続のためには「集落協定の統合」「地域おこし協力隊員等の非農業者との連携」を推進し、新たな体制づくりを行う必要があると考えられている。

4 まとめ

取組が不十分とされた協定については、第5期対策中に取組が改善される予定であり、引き続き市町村を通してフォローアップを行う。

次期対策については、これまでと同様に農地の維持・耕作をしていくために本制度は必要であるが、市町村の事務負担・小規模協定の増加等、多くの市町村で、活動の継続が難しくなっている。周辺協定との統合を推進することをはじめ、地域の関係機関や若い非農業者等と連携する体制づくりに向けて他部局や市町村と連携し、本制度による広範囲での農地の維持・耕作が継続されるよう支援する必要がある。

第5期対策における評価の体系とスケジュール

中間年評価の目的

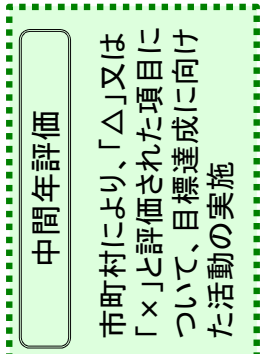
協定活動の実施状況の点検・評価、本制度の効果や課題を把握することにより、制度の趣旨を踏まえた適切な協定活動を推進するとともに、最終評価及び次期対策に向けた検討に資することとする。

最終評価の目的

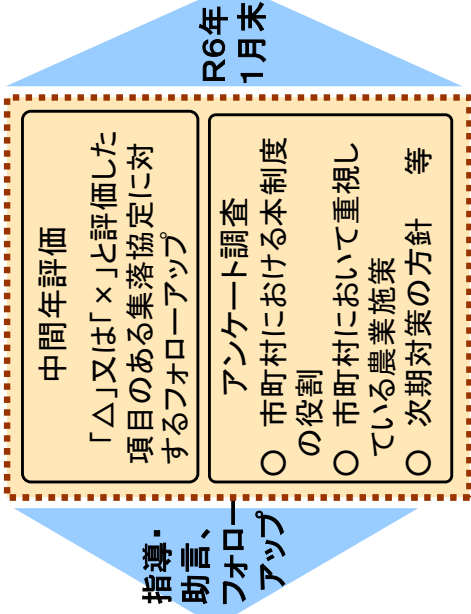
中間年評価において、取組が不十分と評価された協定に対する市町村によるフォローアップ結果を踏まえ、第5期対策における協定活動の実施状況を最終的に評価するほか、次期対策について市町村がどのような考えの下で取り組むのか、その方針等を把握するとともに、中間年評価等の内容を詳細に分析・検討することで、制度の見直しに反映するものとする。

最終評価の体系

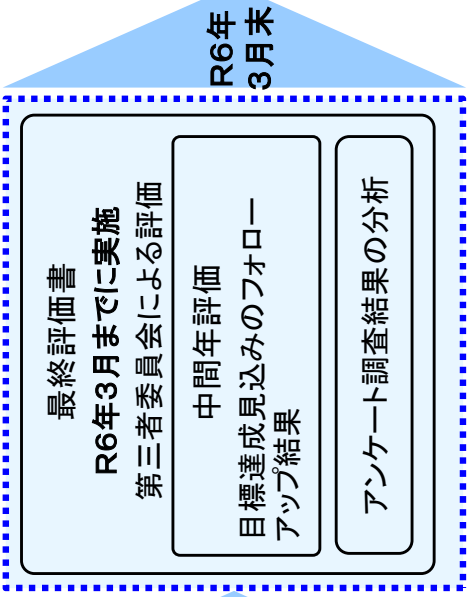
集落段階



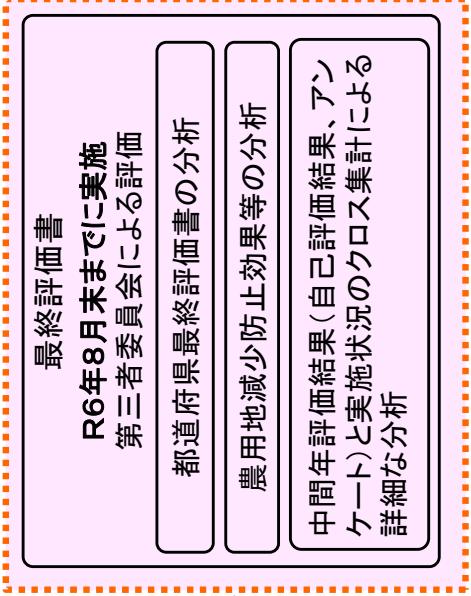
市町村



都道府県(第三者委員会)



国(第三者委員会)



評価スケジュール

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
県による評価の進め方			中間年評価の実施 市町村による協定の評価結果の分析 アンケート調査の分析	最終評価の実施 フォローアップ状況 結果の分析	県の最終評価書を元に 制度の見直しが行われる
県第三者委員会			中間年評価	最終評価	
			2月	3月	

道府県フォローアップ結果（集落協定）

道府県名	徳島県
------	-----

評価基準

△：市町村が指導・助言することで最終年までに目標達成が見込まれる
 ×：最終年までに目標達成が困難

1. 集落マスタープランに係る活動

中間年評価における 市町村の評価結果 (407協定中)		最終評価における改善状況			
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	
					交付停止 (予定を含む)
△と評価した協定数	2	0	2	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0
合計	2	0	2	0	0

評価基準

△：市町村が指導・助言することで最終年までに目標達成が見込まれる
 ×：最終年までに目標達成が困難

2. 農業生産活動等として取り組むべき事項

中間年評価における 市町村の評価結果 (407協定中)		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし		
					交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)
(1)耕作放棄の防止等の活動						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(2)水路・農道等の管理						
△と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	0	0	0	0	0	0
(3)多面的機能を増進する活動						
△と評価した協定数	2	1	1	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	2	1	1	0	0	0

3. 集落戦略の作成状況
(1) 集落戦略の作成状況

評価基準

△：最終年までの作成に不安がある

×：最終年までの作成見込みが立っていない

中間年評価における 市町村の評価結果 (169協定中)		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)
△と評価した協定数	26	3	23	0	0	0
×と評価した協定数	0	0	0	0	0	0
合計	26	3	23	0	0	0

評価基準

△：最終年までの作成に不安がある

×：最終年までの作成見込みが立っていない

(2) 集落戦略の話し合いに用いる地図の作成状況

中間年評価における 市町村の評価結果 (169協定中)		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし	交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)
△と評価した協定数	70	8	62	0	0	0
×と評価した協定数	1	1	0	0	0	0
合計	71	9	62	0	0	0

評価基準

△：市町村が指導・助言することで最終年までに目標達成が見込まれる
×：市町村が指導・助言したとしても、最終年までに目標達成が困難

4. 加算措置の目標の達成状況

中間年評価における 市町村の評価結果		最終評価における改善状況				
		①改善済み	②改善の見込み あり	③改善の見込みなし		
					交付停止 (予定を含む)	交付金返還 (予定を含む)
(1)棚田地域振興活動加算（５協定中）						
△と評価した協定数	○	○	○	○	○	○
×と評価した協定数	○	○	○	○	○	○
合計	○	○	○	○	○	○
(2)超急傾斜農地保全管理加算（81協定中）						
△と評価した協定数	○	○	○	○	○	○
×と評価した協定数	○	○	○	○	○	○
合計	○	○	○	○	○	○
(3)集落協定広域化加算（２協定中）						
△と評価した協定数	○	○	○	○	○	○
×と評価した協定数	○	○	○	○	○	○
合計	○	○	○	○	○	○
(4)集落機能強化加算（２協定中）						
△と評価した協定数	○	○	○	○	○	○
×と評価した協定数	○	○	○	○	○	○
合計	○	○	○	○	○	○
(5)生産性向上加算（９協定中）						
△と評価した協定数	○	○	○	○	○	○
×と評価した協定数	○	○	○	○	○	○
合計	○	○	○	○	○	○

アンケート調査結果 (市町村アンケート結果の集計)

都道府県名	徳島県	担当部署	農林水産部鳥獣対策・ふるさと創造課	
			実施市町村数	17

1. 中山間地域では、今後さらに人口減少・高齢化が進行し、農業の担い手の確保も困難になることが予想される状況下、市町村としても10年後を見据えると重点を置いて実施する対策も現在と違うことが考えられる。
現在と今後（10年後）、重点を置いて実施する必要があると考えられる中山間地域に対する農業・農村振興対策は何か。

項目	順位	①現在（市町村数）					②10年後（市町村数）				
		1	2	3	4	5	1	2	3	4	5
ア 農業の担い手を確保するための支援		14	2	1			13	1	3		
イ 担い手への農地の集積・集約化のための支援		1	3	2	1	2	1	4			3
ウ サービス事業体のほか、多様な農業人材の育成・確保への支援			1	1	1			1	3		1
エ 農業機械の購入、農業用施設や農産加工施設等の整備に対する支援			2		1			1		2	
オ 農業基盤整備への支援					2	1				1	2
カ 畑地転換への支援					1						
キ 鳥獣害対策に対する支援		1	2	5		4		1	5	3	2
ク 高収益作物の生産やブランド化、農産物加工に対する支援			2	1	5			1	3	4	
ケ 機械の共同利用や農作業の効率化に対する支援				3		1		1		1	1
コ スマート農業実用化への支援					1	2	1	1			1
サ 環境負荷低減に向けた取り組みへの支援				1	1				1	2	
シ 地域の各種団体と連携・協力し、地域の農用地を守る仕組みを構築する取組への支援			2	1	2	2		2		3	2
ス 地域外からの定住者等を確保するための支援				2	2	1		2	2	1	
セ 都市部の組織や市民との交流活動等や地域情報を発信するための支援											
ソ 地域の活動をサポートする組織や人材を確保するための支援		1	1			2	1	1			2
タ 地域での生活支援活動（高齢者への声掛け、子どもの見守り、買い物支援、雪かき等）に対する支援			1			1		1			2
チ 集落協定の広域化や統合に対する支援			1			1					1
ツ その他							1				

2. 今後さらに集落協定参加者の減少・高齢化が予想される状況下、これまでと同様に農地を維持・耕作すること、共同活動を継続することなどが困難になるほか、事務手続きが十分でない集落協定の増加も考えられる中、どのような考えで次期対策に取り組むのか

- ①ー1 集落協定からの申請の有無に限らず、市町村として本制度によってどのような農地を守ろうと考えているのか（傾斜等の要件を満たしていることを前提として回答）

	市町村数
ア 耕地条件が悪く、今後、耕作を継続する見込みが不安視される農地であっても、本制度により守っていききたい	4
イ 耕作条件が悪くとも、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい	5
ウ 中山間地域の中でも耕作条件の良い農地であれば、耕作の有無に限らず、本制度により守っていききたい	4
エ 中山間地域の中の耕作条件の良い農地であって、耕作が継続される見込みがあれば、本制度により守っていききたい	4

- ②ー1 活動を廃止する小規模協定が多い中、参加農家数10戸以下又は農地面積10ha未満の集落協定が今後も活動を継続するためには、市町村として何をする必要があると考えているのか

	市町村数
ア 周辺の集落協定との統合や他の協定未加入農家の参加を促進する	8
イ 統合ではなく、複数の協定の連携を促して事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生産支援活動の共同化など、連携が可能な活動を推進する	2
ウ 統合や連携は特に推進せず、制度の要件を満たせば支援（活動計画の承認）する	7
エ 小さな協定は無い	

- ②ー2 集落協定が今後10年間、共同活動を継続するためには、市町村としては最低限どの程度の協定農地面積と参加農家数が必要と考えているのか

【最小の協定農地面積】

最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 1ha以上、2ha未満	8	10
イ 2ha以上、5ha未満	3	
ウ 5ha以上、10ha未満	6	7
エ 10ha以上、15ha未満		
オ 15ha以上		

【最小の参加農家数】

最小の単位	現在 (市町村数)	10年後 (市町村数)
ア 2戸	3	7
イ 3～4戸	4	3
ウ 5～9戸	10	7
エ 10～14戸		
オ 15戸以上		

- ③ 8割の市町村が事務負担の軽減を要望しているが、集落協定に対する事務支援※について、市町村として今後、どうしていきたいと考えているのか
(※事務支援とは、活動計画等の書類の作成等の補助を協定に対し行うことをいう)

	市町村数
ア 協定への事務支援を負担に感じていない	4
イ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定の統合や複数協定の連携（事務の共通化）を推進し、事務負担を軽減したい	1
ウ これまでどおりの協定への事務支援は困難なため、協定に対し、外部組織への事務の委託を推進し、事務負担を軽減したい	2
エ これまでどおりの協定への事務支援は困難であるが、これといった対応策が思い付かない	10
オ 協定への事務支援は、従来からほとんど行っていない	

- ④ これまで集落協定が行ってきた各種の共同活動について、今後、これまでと同様に行うことが困難になることが予想されるが、共同活動継続のためには、市町村としてどのような体制づくりが必要と考えているのか

	市町村数
ア 集落協定の統合（複数の協定を1つの協定にまとめること）を推進する	7
イ 集落協定の統合はせず、複数の協定が連携した事務の共通化、農地保全活動の共同化、農作業の共同化、機械の共同利用、鳥獣害対策の共同化、生活支援活動の共同化等を推進する	5
ウ 集落協定と多面的機能支払いの活動組織、集落営農組織、JA、自治会、社会福祉協議会、PTA、土地改良区、NPO法人、学校等との連携を推進する	6
エ 集落協定と地域おこし協力隊員、集落支援員、学生等の非農業者等との連携を推進する	7
オ 市町村農業担当部局が企画部局、福祉部局、地域振興部局等が連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	1
カ 市町村が農業委員会、JA、公民館、社会福祉協議会、土地改良区、NPO法人、学校等と連携した農地保全及び生活支援活動を推進する	2
キ 市町村が関係機関とも連携した、未実施集落に対する協定活動の実施を働きかける	3
ク 市町村が農業委員会やJA等の農業関係機関等と連携し、集落協定の統合又は連携、協定活動への多様な組織等の参画を促す体制を作る	6
ケ その他（ ）	1

中山間地域等直接支払交付金

1 制度の概要

(1) 目的

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件の不利な中山間地域において、集落等が農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それに基づき行う活動に対し交付金を支給することで、平坦地との生産条件の格差を補正する。

(2) 交付金の概要

この事業は平成12年度から始まり、5年間で1対策期間として実施しており、現在は第5期対策（R2～R6）となっている。

(3) 対象地域

ア 特定農山村法、山村振興法等の地域振興9法が指定する地域（通常地域）

イ 知事が通常地域と同様の条件不利性があると認めて指定する地域（特認地域）

(4) 対象農用地

農業振興地域の農用地区域内の、一定以上の勾配がある等の条件不利な農用地

(5) 交付対象者

集落等を単位とする協定に基づき、5年間以上継続して農業生産活動等を継続する農業者等

(6) 交付単価（主なもの）

（10aあたり）

地目	勾配の区分	体制整備単価	基礎単価
田	急傾斜（1/20以上）	21,000 円	16,800 円
	緩傾斜（1/100以上）	8,000 円	6,400 円
畑	急傾斜（15° 以上）	11,500 円	9,200 円
	緩傾斜（8° 以上）	3,500 円	2,800 円

◎負担割合 通常地域 国1/2、県1/4、市町村1/4

特認地域 国1/3、県1/3、市町村1/3

(7) 基礎単価と体制整備単価

農業生産活動や農道・水路の保全などの基礎的な活動のみを行う集落には基礎単価（8割単価）、基礎的な活動に加え、集落全体の指針となる「集落戦略」の作成に取り組む集落には体制整備単価（10割単価）と、2段階の単価設定が行われている。

中間年評価（令和4年度実施）の概要

令和4年度は17市町村411協定（集落協定408協定、個別協定3協定）、2,499haで実施。

- ・農業生産活動等が適切であり、今後とも順調な取組が見込まれる協定は、402協定（99%）。
- ・農業生産活動等が行われているが、達成の度合いが低い協定は5協定（1%）あり、市町村による指導・助言等を行い、達成を目指す。

※中間年評価の実施以降に追加された新規協定が存在するため、令和4年度実施状況と中間年評価実施協定数が合致していない場合がある

協定、市町村へのアンケート結果によると、本制度の効果は高く評価されている。

（本制度に取り組んだことによる効果）

- ・荒廃農地の発生防止
- ・水路や農道等の維持、地域環境の保全
- ・集落機能（寄り合いや行事等）の維持

等

集落戦略の作成に取り組んでいる協定は169協定。

- ・全体の協定農用地面積の約5割において集落戦略を作成予定。
- ・集落戦略の作成の効果として、多くの協定で「鳥獣害対策」について、意識形成がなされた。

大半の市町村が本制度の継続を要望。

協定の代表者や事務担当者が高齢化しており、活動の中心となるリーダーが不足しつつある。

- ・中堅若手の役員や事務担当者への採用に向けた養成を行うほか、広域化、事務委託による負担軽減を行う必要がある。

第三者機関による評価として、以下のような意見があった。

- ・協定の状況に応じた指導・助言等が必要である。
- ・本制度を今後も継続できるよう関係機関の連携及び高齢化・担い手確保等の対策が必要である。